

筆記試験一部免除にかかる省令及び要求事項(基準)の考え方

省令

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則(昭和53年12月26日総理府令第51号)

新たに、要求事項(基準)に適合した専門職大学院及びそれに準じる大学院に対して筆記試験一部科目免除制度の適用を行うこととする旨を規定。

要求事項(基準)

専門職大学院に対する
要求事項

専門職大学院設立時の
大学設置審議会等での審査と同様の
事項

(専門職大学院設置基準で規定)

上記以外の原子炉主任技術者の
職務に必要な専門的知識の担保
に関する事項

この部分を、
新たに制定

その他の大学院に対する
要求事項

専門職大学院と同等レベルの
実務者育成の教育を担保する
部分

左記の部分に対応する部分

その他の大学院につ
いては、専門職大学院
レベルの教育が行わ
れているかまで審査す
る必要がある。